

平成 2 9 年三重県議会定例会

子どもの貧困対策調査特別委員会

委員長報告 (案)

平成 2 9 年 3 月

子どもの貧困対策調査特別委員会における調査の経過と結果について、ご報告申し上げます。

【I 委員会の設置】

(委員会の設置目的)

平成 25 年国民生活基礎調査によると、我が国の子どもの貧困率は 16.3%と、およそ 6 人に 1 人の子どもが平均的な生活水準の半分に満たない状況にあり、また、子どもがいる現役世帯のうち、大人が 1 人の世帯の貧困率は 54.6%と非常に高く、ひとり親家庭が経済的に苦しい状況にあることがうかがえます。

子どもの貧困については、世代を超えて引き継がれる「貧困の連鎖」など、多くの困難な社会的課題も取り巻いていると考えられます。

本委員会は、こうした社会情勢のなかで策定された「三重県子どもの貧困対策計画」の進捗状況等も踏まえ、主に福祉、教育、雇用の分野における子どもの貧困対策について調査を行うため、昨年 5 月に設置されました。

(重点調査項目)

子どもの貧困問題の背景には、家庭の経済的な困窮だけでなく、さまざまな問題が複雑に絡み合っていますが、本委員会では、とりわけ「緊急性」に視点をおいて議論することとし、「子どもの居場所づくりと学習支援」「包括的支援の在り方」「就労支援」の3つを重点調査項目として調査していくこととしました。

(調査経過、概要)

そして、これまで〇〇回にわたり委員会を開催し、県当局から県内の現状や事業の取組状況などを聴き取るとともに、参考人招致や県内外調査も実施し、専門家や先進的な自治体の取組、NPO等の支援の取組状況などを調査し、意見交換を行い、子どもの貧困対策にかかる知見を深めてきたところです。

【Ⅱ 委員会の意見】

これまでの本委員会における調査結果を踏まえ、子どもの貧困対策について、県当局に対し、3つの重点調査項目に沿って意見を申し上げます。

(1) 子どもの居場所づくりと学習支援

1点目は、子どもの居場所づくりと学習支援についてであります。

核家族化が進み、人々のつながりが希薄化する中、子どもたちが社会から孤立することがないように、安心して過ごせる「居場所」を提供するシステムが地域社会に求められています。

また、学習支援事業は、子どもたちが学習習慣を身につけ、学習意欲・自己肯定感の向上にもつながる重要な取組であり、これらの意欲の向上などにより、高校・大学進学率の向上、将来的には貧困の連鎖の解消につながることも期待されます。

そのうえで、子どもの居場所づくりと学習支援について2

点申し上げます。

①居場所モデル

まず、居場所モデルの構築についてであります。

地域で持続可能な「居場所」を提供し続けるためには、子どもたちやその家族の身近に存在し、時には困りごとの相談ができる関係性や環境の構築も必要であることから、集会所や隣保館、市民センターなど、既存の公共施設を活用したモデル事業の構築を要望します。

運営にあたっては、高齢者や若者、学校・福祉の関係者など、地域のさまざまな人材が関わることで、子どもたちを地域で育てる意識の醸成を図っていくことも必要です。

また、学習支援事業への参加に躊躇する子どもや家庭もあることから、まずは安心して過ごせる居場所づくりを進め、その先に学習支援や食事の提供があるといった事業展開の検討も必要です。

なお、既に設置されている子ども食堂や放課後児童クラブなども、地域の中では安心して過ごせる居場所となっている

ことから、各地域の特性などを考慮したうえで、これらとの連携も視野に入れて検討を行うよう要望します。

②学習支援事業

次に、学習支援事業についてであります。

現在、県内では県福祉事務所の所管地域と、一部の市町で学習支援事業が実施されていますが、これが県内全域に広がるよう、既に実施している市町のノウハウを活かし、未実施の市町への水平展開を支援するとともに、既に実施している市町においても、より利用しやすい事業となるよう検証を行っていく必要があります。

県当局におかれては、子どもの居場所づくりや学習支援事業が真に子どもたちの助けとなるよう、市町や関係団体と連携し、優良事例の情報共有や既存事業の検証と見直しを進めるよう、要望します。

(2) 包括的な支援の在り方

2点目は、包括的な支援の在り方についてであります。

貧困の状態にあるかどうかの見極めが難しく、支援を必要としている子どもやその家庭に、個別に支援を届けることが困難な現状において、包括的な支援は直接届く支援として有効なものでなければなりません。

また、児童養護施設等の子どもたちの自立支援など、特に厳しい環境におかれている子どもたちに対する支援は早急に充実させる必要があります。

そのうえで、包括的な支援の在り方について4点申し上げます。

①ワンストップ支援機関の設置、支援情報の提供等

まず、ワンストップの支援や支援情報の提供等についてであります。

生活困窮者自立支援法により、支援窓口の設置が進められていますが、窓口を利用する方の多くは、経済的な困窮に限らず、さまざまな問題を抱えています。子どもの貧困対策も

含め、支援が必要な家庭へのワンストップの窓口として機能するよう、市町や学校、関係機関等との連携・協力を進めていく必要があります。

また、複雑化・困難化する問題の解決に向けて、支援に携わる職員のスキルアップ研修の実施など、専門性向上のための取組も必要です。

このほか、NPOや企業等とも連携し、県内の支援情報の提供を行うなど、支援を必要とする人が自らアクセスすることのできる環境を構築する必要があります。

②児童養護施設の子どもたちの自立支援

次に、児童養護施設の子どもたちの自立支援についてであります。

児童養護施設に入所している子どもたちは、18歳で退所する際、進学・就職どちらの場合も、本来得られるはずの親の支援もないままに自立を迫られている現状があります。

また、進学した場合の退学率や就職した場合の離職率も他に比べて高くなっています。

現在、県内の施設退所後の支援は、多くの場合、施設の職員がボランティアで行っています。施設入所中から信頼関係を築き、施設退所後も社会で自立できるようになるまで継続して支援を行うことのできる「支援員」を配置するなど、退所後も子どもたちの拠り所となるような支援を早急に充実させていくよう要望します。

また、施設入所中の児童に対しては、職業体験の機会を設けるなど、社会とのつながりや将来の職業意識の形成に寄与する事業の実施について要望します。

③県民向け啓発

次に、県民向け啓発についてであります。

子どもの貧困は、子どもたちやその家族の見た目だけでは判断できないことから、「見えにくい貧困」と呼ばれています。地域のつながりが薄れる中、私たちの目に見えにくくなっているだけで、県内においても、実際に困っている家庭が多く存在しています。

厳しい状況におかれている子どもたちがいるという事実

について、「他人事ではなく自分事である」と広く県民の皆さんに実感してもらうため、シンポジウムの開催などを通じた啓発を行い、関係者の生の声や実態を県民のみなさんに届ける機会を充実させていくよう要望します。

④各種手当の支給方法等

次に、各種手当の支給方法等についてであります。

現在、法律で年3回のまとめ支給となっている児童扶養手当や、市町が経済的な理由で就学困難な家庭に支給する就学援助費のうち入学時に必要な費用などについては、本当に求められる時期に支給されるよう、国や市町へ一層の働きかけを行っていく必要があります。

また、すべての子どもたちが安心して医療を受けられる社会を築いていくために、県においても、子ども医療費の窓口無料化の実施に向けて、早期に実現可能な手段の検討を進めるよう要望します。

(3) 就労支援

3点目は、就労支援についてであります。

経済的に自立した家庭環境で子どもが成長することは、貧困の連鎖を断ち切る観点から見ても重要であることから、親の生活の安定につながる就労支援を実施する必要があります。

生活を安定させるためには、親等がパートやアルバイトなどの非正規ではなく、正規の職員・従業員として一定水準の収入を得られるようにしていくための支援が求められています。その際、国家資格をはじめとする職業資格は、就労先や働き方の選択肢を大きく広げる効果も期待できます。

県当局におかれては、市町やハローワーク等とも連携し、就労支援と合わせて、職業資格の取得を支援する制度の充実や周知・広報を十分に図られるよう要望します。

【Ⅲ 結語】

以上、3つの重点調査項目に沿って意見を申し上げました

が、子どもの貧困問題は、一朝一夕に解消できる問題ではありません。子どもたちや家庭の生活実態をしっかりと把握し、それぞれの家庭に合った支援を積み上げていくことが重要であり、それを見守る地域社会の構築も必要となります。

県当局におかれては、本当に支援を必要としている子どもたちやその家庭から発せられる小さなSOSを見つけ出し、支援に繋げることができるよう、日頃から市町、学校をはじめ、NPOや地域の団体、企業等と連携を密にし、子どもたちに直接届ける視点を持って取組を進められるよう要望します。

また、これら子どもの貧困対策を着実に進めていくために必要となる財源の確保についても、未来ある子どもたちに対しての行政の責任として、しっかりと取り組んでいかなければなりません。

最後に、本県の取組が、どのような環境に生まれ育っても、子どもたちが夢と希望をもって成長していくことができる、明るい未来への一助となることを願いまして、本委員会の報告といたします。